

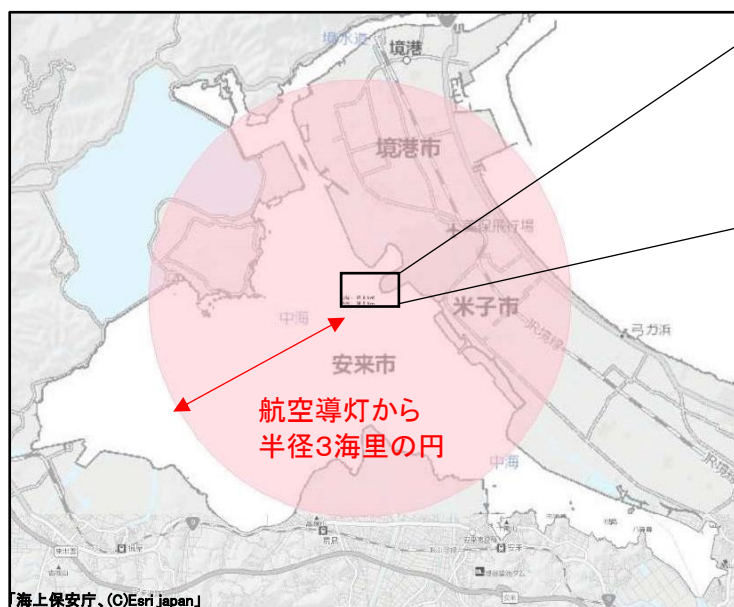
荒天時の走錨等に起因する事故防止について

～荒天時における境海上保安部からのお願い～

中海に設置されている米子空港の航空導灯(西側)を中心とする半径3海里以内の海域においては、荒天時の走錨等に起因する事故を防止するため、錨泊の自粛をお願いします。(美保湾を除く)

錨泊の自粛をお願いする期間: 気象庁から鳥取県米子地区又は島根県松江地区に「暴風」又は「暴風雪」の気象警報が発表又は発表が予測される時から同警報が解除されるまで。 ※走錨: 強風などによって船が錨を引きずりながら流されること。

【荒天時の錨泊自粛海域図】



錨泊の自粛をお願いする期間ではなくとも『走錨は起こりうる』との認識のもと、以下の点について注意して運航してください。

- ・最新の気象情報等を入手し、影響が少ない海域へ早めの移動(台風の右半円を避ける等)
- ・状況に応じて錨泊をしないという選択枝も考慮(ちちゅう等)
- ・運航管理者等による安全を重視した適切なサポート(船側が必要とする情報の提供、助言)



平成30年9月4日、台風21号による強風の影響で走錨した船舶(油タンカー、総トン数 2,591 トン)が、関西国際空港連絡橋に衝突、船舶交通の安全が阻害されるとともに、空港へのアクセスが遮断され、人流・物流に甚大な影響が発生しました。境海上保安部では、中海で同種事故が発生するのを防止するため、荒天時における錨泊の自粛を求めるものです。事故防止のため、ご協力をお願いいたします。